

建築確認業務区域拡大のご案内

当センターでは、8月1日から従来の区域に加え、旭川及び帯広地域を建築確認業務区域といたしました。

区域拡大にあたり、建築確認申請手数料の割引キャンペーンを実施いたしますので、この機会にぜひ当センターをご利用くださいますよう、ご案内申し上げます。

記

1 対象区域

- 旭川地域：旭川市、鷹栖町、東神楽町、深川市
- 帯広地域：帯広市、音更町、芽室町、幕別町

2 対象建築物

- 30㎡を超え、500㎡以内の住宅（併用住宅、長屋住宅、共同住宅を含む。）

3 手数料割引キャンペーンの実施

- 面積の規模に係わらず、対象区域の**確認申請手数料は1万円**です。
（完了検査手数料は、100㎡を超え200㎡以内のものは2万円です。）
- キャンペーン期間 平成26年8月1日～平成27年3月31日

4 センターのサービス

（1）居ながら申請

確認申請書は、郵送申請のほか、メール申請、Web申請（平成26年12月開始予定）で行うことも可能です。（詳しくは確認申請先にお問い合わせください。）

（2）併願申請によるメリット

建築確認申請とフラット35及び「まもりすまい保険」を併願申請する場合、フラット35中間現場検査が省略となり、中間検査手数料が掛かりません。

（フラット35及び「まもりすまい保険」を（一社）旭川建築協会又は帯広建築工業協同組合に申請することが必要です。）

（3）完了検査に出張旅費は不要

確認の完了検査は、各地域の当センター確認検査員が行いますので、出張旅費はいただきません。

（4）QUOカードプレゼント

当センターを御利用いただいている事業者の皆様に「QUOカードプレゼント」を実施しています。建築確認・中間検査・完了検査、フラット35設計検査、現場検査、長期優良住宅技術審査、低炭素建築物技術審査、住宅省エネラベル、北方型住宅登録・保管などの申請に対して、戸建て住宅の場合、1申請に応募シール1枚を差し上げます。応募シール10枚を1口としてご応募ください。1口につき「QUOカード1,000円分」をプレゼントします。

5 申請先・お問い合わせ先

審査部審査課 TEL：011-241-1897 FAX：011-232-2870